名称　苅田港神ノ島東第二号灯浮標
位置
所在地　福岡県苅田港（苅田港東防波堤灯台の東北東方約五八〇メートル）
北緯　三三―四七―五八
東経　一三一―〇一―〇八
変更した事項
位置　正規位置の二一三度約二五〇メートル
変更年月日　平成二十八年四月二十七日
記事　一時変更

名称　伊予水越島灯台
位置
所在地　愛媛県西予市（水越島）
北緯　三三―一八―二八
東経　一三二―二九―一〇
変更した事項
位置
所在地　愛媛県西予市（水越島）
北緯　三三―一八―一九
東経　一三二―二九―一一
記事　補正

名称　津久見港千怒A防波堤灯台
位置
所在地　大分県津久見港（千怒A防波堤外端）
北緯　三三―〇五―一六
東経　一三一―五三―〇一
変更した事項
位置
所在地　大分県津久見港（千怒A防波堤外端）
北緯　三三―〇五―一六
東経　一三一―五三―〇〇
記事　補正

名称　赤江港一号防波堤灯台
位置
所在地　大分県津久見市（赤江港一号防波堤外端）
北緯　三三―〇五―一六
東経　一三一―五五―二四

変更した事項
位置
所在地　大分県津久見市（赤江港一号防波堤外端）
北緯　三三―〇五―二三
東経　一三一―五五―四九
記事　補正

名称　日代港日見北防波堤灯台
位置
所在地　大分県津久見市（日代港日見北防波堤外端）
北緯　三三―〇四―〇五
東経　一三一―五四―四四
変更した事項
位置
所在地　大分県津久見市（日代港日見北防波堤外端）
北緯　三三―〇四―〇四
東経　一三一―五四―四三
記事　補正

名称　長目港伊崎防波堤灯台
位置
所在地　大分県津久見市（長目港伊崎防波堤外端）
北緯　三三―〇六―二四
東経　一三一―五三―二六
変更した事項
位置
所在地　大分県津久見市（長目港伊崎防波堤外端）
北緯　三三―〇六―二七
東経　一三一―五三―二五
記事　補正

名称　金沢港西防波堤灯台
位置
所在地　石川県金沢港（西防波堤外端）
北緯　三六―三八―三七
東経　一三六―三五―五九
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
記事　補正

○環境省告示第六十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十七年三月環境省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十八年五月二十三日

環境大臣　大塚　珠代

表に次のように加える。

すべての都道府県	（項）地方創生基盤整備事業推進費 （目）地方創生整備推進交付金（都道府県に係るものを除く）	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令 十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等